

参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期） 入札説明書・同添付資料の訂正表（第1次）

令和元年5月17日に公表した、参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期） 入札説明書・同添付資料に関し、以下のとおり訂正します。  
 なお、令和元年5月17日付けで公表している入札説明書・同添付資料には訂正が反映されていないので、必ずこの訂正表を参照してください。

資料名	頁等	項目	訂正前	訂正後
資料－I 事業契約書（案）		目次	第20条（ <u>成果物及び本施設等の著作権</u> ）	第20条（ <u>成果物の著作権</u> ）
資料－I 事業契約書（案）		目次	第33条（維持管理業務の維持管理企業から第三者への <u>委託</u> 等）	第33条（維持管理業務の維持管理企業から第三者への <u>委任</u> 等）
資料－I 事業契約書（案）		目次	第39条（運營業務の運営企業から第三者への <u>委託</u> 等）	第39条（運營業務の運営企業から第三者への <u>委任</u> 等）
資料－I 事業契約書（案）		目次	第41条（ <u>運營業務実施報告書等</u> の作成及び提出）	第41条（ <u>運營業務報告書等</u> の作成及び提出）
資料－I 事業契約書（案）		目次	第55条（ <u>法令等の変更等又は不可抗力による解除</u> ）	第55条（ <u>法令変更又は不可抗力による解除</u> ）
資料－I 事業契約書（案）		目次	第56条（事業者の責めに帰すべき事由による <u>契約解除等の効力</u> ）	第56条（事業者の責めに帰すべき事由による <u>本契約解除等の効力</u> ）
資料－I 事業契約書（案）		目次	第57条（参議院の任意による又は <u>責目</u> に帰すべき事由による契約解除の効力）	第57条（参議院の任意による又は <u>責め</u> に帰すべき事由による本契約解除の効力）
資料－I 事業契約書（案）		目次	第58条（法令変更又は <u>不可抗力等</u> による本契約解除の効力）	第58条（法令変更又は <u>不可抗力</u> による本契約解除の効力）
資料－I 事業契約書（案）	1	第4条第1項第7号	七 事業契約書（ただし、別紙1を除く。）及び基本協定書（ただし、別紙1を除く。）の内容。	七 本契約（ただし、別紙1を除く。）及び基本協定書（ただし、別紙1を除く。）の内容。
資料－I 事業契約書（案）	1	第4条第2項	ただし、やむを得ず、返却、消去又は廃棄できない場合、当該情報のセキュリティを確保し他管理について、参議院の承認を得なければならない。	ただし、やむを得ず、返却、消去又は廃棄できない場合、当該情報のセキュリティを確保した管理について、参議院の承認を得なければならない。
資料－I 事業契約書（案）	1	第4条第4項	第12条第2項に基づき本事業の業務の一部を第三者に委任又は請負させる場合、事業者は当該第三者に対し、第1項から前項に定める措置を遵守させるものとする。	削除
資料－I 事業契約書（案）	3	第10条第2項	事業契約書又は入札説明書等それぞれの書類間で矛盾又は相違があるとの疑義が生じた場合は、参議院と事業者との間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。	本契約又は入札説明書等それぞれの書類間で矛盾又は相違があるとの疑義が生じた場合は、参議院と事業者との間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。
資料－I 事業契約書（案）	3	第12条第1項	事業者は、各業務を、以下の各号に定める各選定企業に委任し、又は請け負わせるものとし、各業務の全部又は一部を各選定企業以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。 一 維持管理業務： [            ] 二 運營業務： [            ]	事業者は、以下の各号に定める業務（以下、本条において「各業務」という。）を、以下の各号に定める各選定企業に委任し、又は請け負わせるものとし、各業務の全部又は一部を各選定企業以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。 一 維持管理業務： [            ] 二 運營業務： [            ]

資料名	頁等	項目	訂正前	訂正後
資料－Ⅰ 事業契約書（案）	3	第12条第2項	事業者は、事業契約書等において定める各業務以外の業務の全部又は一部を各選定企業に委任し、又は請け負わせることができる。	事業者は、各業務以外の事業契約書等において定める業務の全部又は一部を選定企業に委任し、又は請け負わせることができる。
資料－Ⅰ 事業契約書（案）	3	第12条第3項	事業者は、選定企業に委任又は請け負わせる契約において、選定企業をして、本契約に基づいて事業者が負うべき秘密保持義務と同等の義務を負わせる。	事業者は、前2項の定めるところにより各業務又は事業契約書等に定める各業務以外の業務を選定企業に委任し、又は請け負わせるときは、事業者と選定企業との間で締結される契約において、選定企業に対し、本契約に基づいて事業者が負うべき秘密保持義務と同等の義務を負わせなければならない。
資料－Ⅰ 事業契約書（案）	3	第12条第4項	事業者は、第1項及び第2項の定めるところにより事業契約書等に定める各業務又は各業務以外の業務を選定企業に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の14日前までに、参院に対し、その者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該契約書案を提示し、参議院の事前の書面による承諾を得なければならない。また、当該契約書の主たる内容を変更しようとするときも同様とする。なお、事業者は、参議院の承諾を要するか否かにかかわらず、当該契約書を変更した場合、その後速やかに変更契約書の写しを参議院に送付しなければならない。	事業者は、第1項及び第2項の定めるところにより各業務又は事業契約書等に定める各業務以外の業務を選定企業に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の14日前までに、参議院に対し、その者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該契約書案を提示し、参議院の事前の書面による承諾を得なければならない。また、当該契約書の主たる内容を変更しようとするときも同様とする。なお、事業者は、参議院の承諾を要するか否かにかかわらず、当該契約書を変更した場合、その後速やかに変更契約書の写しを参議院に送付しなければならない。
資料－Ⅰ 事業契約書（案）	4	第14条第2項	事業者は、事業契約の終了又は解除に伴い自らの株主総会において解散を決議したときは、清算人をして、遅滞なく参議院に対してその旨を通知し、解散時の財産目録及び貸借対照表並びに解散事業年度の確定申告書の写しを参議院に提出しなければならない。なお、解散を決議する場合には事前に参議院の書面による承諾を必要とする。	事業者は、本契約の終了又は解除に伴い自らの株主総会において解散を決議したときは、清算人をして、遅滞なく参議院に対してその旨を通知し、解散時の財産目録及び貸借対照表並びに解散事業年度の確定申告書の写しを参議院に提出しなければならない。なお、解散を決議する場合には事前に参議院の書面による承諾を必要とする。
資料－Ⅰ 事業契約書（案）	5	第20条第5項	事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をなしてはならない。ただし、あらかじめ参議院の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。 一 成果物の内容を公表すること。 二 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。	事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ参議院の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。 一 成果物の内容を公表すること。 二 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
資料－Ⅰ 事業契約書（案）	9	第35条第2項	事業者は、業務要求水準書等及び維持管理業務計画書等に従って、業務提供期間中、省エネルギー報告書を事業年度ごとに作成し、参議院が定める期日までに、参議院に対して提出する。	事業者は、業務要求水準書等及び維持管理業務計画書等に従って、業務提供期間中、省エネルギー報告書を事業年度ごとに作成し、参議院が別途定める期日までに、参議院に対して提出する。

資料名	頁等	項目	訂正前	訂正後
資料－I 事業契約書（案）	10	第36条第3項	事業者は、第25条第1項に定める業績等の監視及び本条第2項に定める検査の結果、業務要求水準が達成されていると認められたときは、直ちに第1項の業務に係る請求書を参議院に提出するものとする。	事業者は、第25条第2項に定める業績等の監視及び前項に定める検査の結果、業務要求水準が達成されていると認められたときは、直ちに第1項の業務に係る請求書を参議院に提出するものとする。
資料－I 事業契約書（案）	10	第38条第3項	3 事業者は、自ら又は運営企業をして、運営業務を行うに当たって必要な有資格者を配置し、又は配置させる。	3 事業者は、自ら又は運営企業をして、運営業務を行うに当たって必要な有資格者を配置し、又は配置させる。
資料－I 事業契約書（案）	11	第42条第3項	事業者は、第25条第1項に定める業績等の監視及び前項に定める検査の結果、業務要求水準が達成されていると認められたときは、直ちに第1項の業務に係る請求書を参議院に提出するものとする。	事業者は、第25条第2項に定める業績等の監視及び前項に定める検査の結果、業務要求水準が達成されていると認められたときは、直ちに第1項の業務に係る請求書を参議院に提出するものとする。
資料－I 事業契約書（案）	12	第46条	事業者は、福利厚生業務を行うに当たっては、当該業務が公共施設を利用した業務であることに充分留意し、これにふさわしい内容、品位及び秩序を保持することに努めなければならない。	事業者は、福利厚生業務を行うに当たっては、当該業務が公共施設を利用した業務であることに十分留意し、これにふさわしい内容、品位及び秩序を保持することに努めなければならない。
資料－I 事業契約書（案）	13	第50条第6項	参議院は、事業者の責めに帰すべき事由により業務不履行があった場合は、別紙4 6に従い、P F I 事業費の減額及び違約金の請求を行うことができる。	参議院は、事業者の責めに帰すべき事由により業務不履行があった場合は、別紙6に従い、P F I 事業費の減額及び違約金の請求を行うことができる。
資料－I 事業契約書（案）	14	第52条第1項第7号	七 本契約に関し、 <u>選定企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)</u> 第3条の規定に違反し、又は選定企業が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が選定企業に対し、 <u>独占禁止法第7条の2(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)</u> の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)	七 本契約に関し、 <u>選定企業が次のいずれかに該当したとき。</u> イ <u>選定企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)</u> 第3条の規定に違反し、又は選定企業が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が選定企業に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。 ロ <u>選定企業に対し、刑法(明治40年法律第45条)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</u> ハ <u>選定企業に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。</u> ニ <u>その他選定企業が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。</u>

資料名	頁等	項目	訂正前	訂正後
資料－I 事業契約書（案）	14	第52条第1項第8号	八 本契約に関し、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が選定企業又は選定企業が構成事業者である事業者団体（本号及び次号において「選定企業等」という。）に対して行われたときは、選定企業等に対する命令で確定したものをいい、選定企業等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいい、以下「排除措置命令」という。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。	削除
資料－I 事業契約書（案）	14	第52条第1項第9号	九 本契約に関し、納付命令又は排除措置命令により選定企業等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、入札が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が選定企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）中に行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。	削除
資料－I 事業契約書（案）	14	第52条第1項第10号	十 本契約に関し、選定企業の役員又は使用人等について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。	削除
資料－I 事業契約書（案）	14	第52条第1項第11号	十一 基本協定書第5条第1項の規定に従って本事業の落札者が参議院に対して差し入れた、基本協定書別紙3の様式による出資者誓約書に規定されたいずれかの構成員がいずれかの表明及び保証した内容のいずれかが、真実若しくは正確でなかったとき又はいずれかの構成員が当該構成員の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定された誓約に違反したとき。	八 構成員が基本協定書第5条第3項の規定に従って参議院に対して差し入れた基本協定書別紙3の様式による出資者誓約書に規定された表明及び保証した内容のいずれかが真実若しくは正確でなかったとき又はいずれかの構成員が当該構成員の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定された誓約に違反したとき。
資料－I 事業契約書（案）	14	第52条第1項第12号	十二 事業者が、正当な理由がなく、本契約に定める事業者の義務を履行せず、参議院が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。	九 事業者が、正当な理由がなく、本契約に定める事業者の義務を履行せず、参議院が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
資料－I 事業契約書（案）	14	第52条第1項第13号	十三 事業者が、第54条によらないで本契約の解除を申し出たとき。	十 事業者が、第54条によらないで本契約の解除を申し出たとき。
資料－I 事業契約書（案）	14	第52条第1項第14号	十四 事業者が、本事業の実施において業務要求水準を達成できず、かつ、改善措置を講じても業務要求水準を達成することができないとき。	十一 事業者が、本事業の実施において業務要求水準を達成できず、かつ、改善措置を講じても業務要求水準を達成することができないとき。

資料名	頁等	項目	訂正前	訂正後
資料－Ⅰ 事業契約書（案）	14	第52条第1項第15号	十五 前各号に掲げる場合のほか、事業者の責めに帰すべき事由により事業者が本契約に違反し、又は本契約上の事業者の重大な義務を履行しなかったとき。	十二 前各号に掲げる場合のほか、事業者の責めに帰すべき事由により事業者が本契約に違反し、又は本契約上の事業者の重大な義務を履行しなかったとき。
資料－Ⅰ 事業契約書（案）	16	第58条 見出し	第58条（法令変更又は不可抗力等による本契約解除の効力）	第58条（法令変更又は不可抗力による本契約解除の効力）
資料－Ⅰ 事業契約書（案）	16	第58条第2項	前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第64条第4項又は第65条第2項がそれぞれ適用されるものとし、参議院は、事業者と協議の上、その支払方法を定める。	前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第62条第4項又は第63条第2項がそれぞれ適用されるものとし、参議院は、事業者と協議の上、その支払方法を定める。
資料－Ⅰ 事業契約書（案）	16	第59条第6項	本契約終了時の手続に関する諸費用及び事業者の清算に必要な費用等は、第53条又は第57条に係る本契約終了の場合を除き、全て事業者が負担する。	本契約終了時の手続に関する諸費用及び事業者の清算に必要な費用等は、第53条又は第54条に係る本契約終了の場合を除き、全て事業者が負担する。
資料－Ⅰ 事業契約書（案）	24	定義集	31 事業契約書 本契約書（別紙を含む。）をいう。	削除
資料－Ⅰ 事業契約書（案）	27	別紙3 第1. (3) ②	保険期間は、業務提供開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。なお、賠償責任保険は、1年程度の期間ごとに契約更新を行う条件でもよいものとする。	保険期間は、業務提供開始日から本契約の終了日までの全期間とする。なお、賠償責任保険は、1年程度の期間ごとに契約更新を行う条件でもよいものとする。
資料－Ⅰ 事業契約書（案）	29	別紙5 1. (1)	なだれ	雪崩
資料－Ⅰ 事業契約書（案）	29	別紙5 3. (2)	別紙4の改定がなされ、かつ別紙9の減額がなされていない金額。	別紙4の改定がなされ、かつ別紙6の減額がなされていない金額。
資料－Ⅱ 業務要求水準書 資料2-13-1	3	2. (1) d.	打合せ及び記録等の作成	打合せ及び記録簿の作成
資料－Ⅱ 業務要求水準書 資料2-13-1	4	2. (3) g. (b)	間仕切りの変更や室名の変更等、施設管理に影響のある変更が行われた場合は、その変更ごとに一般図等のCADデータを修正し、参議院の確認の受け、電子媒体を提出する。	間仕切りの変更や室名の変更等、施設管理に影響のある変更が行われた場合は、その変更ごとに一般図等のCADデータを修正し、参議院の確認を受け、電子媒体を提出する。
資料－Ⅱ 業務要求水準書 資料2-13-1	5	2. (4) c. (b)	前記2. (1) b. (a) ②～③、(c)に関する記録を作成し、参議院に提出する。	削除
資料－Ⅱ 業務要求水準書 資料2-13-2	1	2. (2) ②	参議院は、基本検討書等の内容が、業務要求水準書及び事業提案書に適合するか否かを確認し、基本検討書等の内容が、本実施要領並びに業務要求水準書及び事業提案書に適合しないと認めるときは、SPCに是正を求めることができる。	参議院は、基本検討書等の内容が、業務要求水準書及び事業提案書に適合するか否かを確認し、基本検討書等の内容が、本実施要領並びに業務要求水準書及び事業提案書に適合しないと認めるときは、SPCに是正を求めることができる。

資料名	頁等	項目	訂正前	訂正後
資料Ⅱ 業務要求水準書 資料2-13-2	4	5. ②	②(前略)当該請求を行うことのできる期間は10年とする。 ③参議院は、(後略)	②(前略)当該請求を行うことのできる期間は10年とする。 ③参議院は、(後略)
資料Ⅱ 業務要求水準書 資料A	A-2	対象エレベーター 用途	乗用(議員専用(又は議員優先))	乗用
資料Ⅱ 業務要求水準書 資料A	A-2	対象エレベーター 台数	6台(1号機~6号機又は7号機~12号機)	6台(7号機~12号機又は1号機~6号機)
資料Ⅱ 業務要求水準書 資料A	A-2	対象エレベーター 停止階	14(1号機~6号機)、15(7号機~12号機)	15(7号機~12号機)又は14(1号機~6号機)
資料Ⅱ 業務要求水準書 資料B	B-設備 1	設備概要	・受付システム案内表示設備は、サービスサイト、会議室予約システム及び会議室案内表示システムから構成される。	・受付システム・会議室案内表示設備は、サービスサイト、会議室予約システム及び会議室案内表示システムから構成される。
資料Ⅱ 業務要求水準書 資料B	B-設備 1	設備概要	・受付予約設備は面会の事前予約や面会予約を行う設備である。	・会議室予約システムは面会の事前予約や面会予約を行う設備である。
資料Ⅱ 業務要求水準書 資料B	B-設備 3	改修概要	・空調設備(個別パッケージ形エアコン)の新設を行う。	・空調設備(個別パッケージ形エアコン等)の新設を行う。
資料Ⅱ 業務要求水準書 資料B	B-設備 7	対象エレベーター 台数	6台(1号機~6号機又は7号機~12号機)	6台(7号機~12号機又は1号機~6号機)
資料Ⅱ 業務要求水準書 資料B	B-設備 7	対象エレベーター 停止階	14(1号機~6号機)、15(7号機~12号機)	15(7号機~12号機)又は14(1号機~6号機)
資料Ⅱ 業務要求水準書 資料3-5	参議院議員会館自衛消防隊本部隊	通報連絡(情報)班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班	班長 参議院	班長 参議院職員
資料Ⅱ 業務要求水準書 資料3-7	1		設備、機器名称①: 厨房設備 設備、機器名称②: 製氷機 設置場所: 2階湯沸室 メーカー: ホシザキ東京(株) 型式・型番: 1M-95M 台数: 2	削除
資料Ⅱ 業務要求水準書 資料3-8			追加	種類: 防災具類 品目: 警備用品 規格: 携帯用金属探知機 メーカー: Ceia 購入年月: 2015 品番: PD140N 管理数量: 3

資料名	頁等	項目	訂正前	訂正後
資料－Ⅱ 業務要求水準書 資料3－11		表枠外上段	※下記の消耗品は、事業開始時に参議院が譲渡するものであり、譲渡後の管理更新は <u>S P C</u> に責任による。	※下記の消耗品は、事業開始時に参議院が譲渡するものであり、譲渡後の管理更新は <u>S P C</u> の責任による。
資料－Ⅱ 業務要求水準書 資料3－11		表	追加	規格：雨用マット メーカー：テラモト 品番：エコレイン マットL10000 数量：9 備考：未使用 規格：雨用マット メーカー：テラモト 品番：エコレイン マットL5000 数量：4 備考：使用中2 未使用2 規格：雨用マット メーカー：テラモト 品番：エコレイン マットL3000 数量：2 備考：使用中 規格：雨用マット メーカー：テラモト 品番：エコレイン マットL2500 数量：2 備考：使用中 規格：雨用マット メーカー：テラモト 品番：エコレイン マットL2000 数量：1 備考：未使用
資料－Ⅱ 業務要求水準書 資料3－11		表枠外下段	※規格に記載のないものは、現状品を見本とするが、 <u>S P C</u> に事業者の選択のとおりとする。	※規格に記載のないものは、現状品を見本とするが、 <u>S P C</u> の選択のとおりとする。
資料－Ⅴ 事業者選定基準	6	5. 3 (2) ② の表 大事項	事務計画に関する事項	事業計画に関する事項
資料－Ⅴ 事業者選定基準	10	5. 3. (2) ②審査の考え方 議員・立法活動 におけるセキュ リティの確保 (警備業務) 業務計画(業務 遂行体制を含 む)及び警備業 務における水準 向上方策	・他の運営業務及び維持管理業務並びに衆議院と連携し、効率的に業務を実施できる体制となっているか。	・他の運営業務及び維持管理業務並びに参議院と連携し、効率的に業務を実施できる体制となっているか。
資料－Ⅵ 基本協定書(案)		第15条第2項	③ 落札者は、本事業の終了時若しくは中止時、又は事業契約の解除時、第1項により落札者に開示された又は落札者が知得した情報を参議院に返却、再生不可能な状態に消去又は廃棄の上その旨を証する書面を参議院に報告するものとする。ただし、やむを得ず、返却、消去又は廃棄できない場合、当該情報のセキュリティを確保した管理について、参議院の承認を得なければならない。その場合であっても、原則として、5年以内に当該情報を返却、消去又は廃棄するものとする。	② 落札者は、本事業の終了時若しくは中止時、又は事業契約の解除時、第1項により落札者に開示された又は落札者が知得した情報を参議院に返却、再生不可能な状態に消去又は廃棄の上その旨を証する書面を参議院に報告するものとする。ただし、やむを得ず、返却、消去又は廃棄できない場合、当該情報のセキュリティを確保した管理について、参議院の承認を得なければならない。その場合であっても、原則として、5年以内に当該情報を返却、消去又は廃棄するものとする。

資料名	頁等	項目	訂正前	訂正後
資料－VI 基本協定書（案）		第15条第3項	4 落札者は、第1項により秘密保持義務を負う情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、直ちに参議院に対して通知し、必要な措置を講じるとともに、その事故の発生から7日以内に、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって参議院に報告し、参議院の指示に従わなければならない。	3 落札者は、第1項により秘密保持義務を負う情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、直ちに参議院に対して通知し、必要な措置を講じるとともに、その事故の発生から7日以内に、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって参議院に報告し、参議院の指示に従わなければならない。
資料－VI 基本協定書（案）	8	出資者誓約書 柱書	参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）（以下「本事業」という。）に関して、衆議院●●●●●【○○○○○】（以下「甲」という。）並びに【事業者の商号】（以下「事業者」という。）との間で、本日付けで締結された本事業に関する事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、事業者の出資者である【代表企業の商号】、【構成員の商号】、【構成員の商号】、及び【その他の出資者の商号】（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、甲に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証をします。 なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる引用符つきの用語の定義は、「事業契約」に定めるとおりとします。	参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）（以下「本事業」という。）に関して、参議院●●●●●【○○○○○】（以下「参議院」という。）並びに【事業者の商号】（以下「事業者」という。）との間で、本日付けで締結された本事業に関する事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、事業者の出資者である【代表企業の商号】、【構成員の商号】、【構成員の商号】、及び【その他の出資者の商号】（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、参議院に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証をします。 なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる引用符つきの用語の定義は、「事業契約」に定めるとおりとします。